

令和7年3月11日
葛飾区防災会議

葛飾区地域防災計画（令和6年修正）の 改定の視点について

葛飾区地域振興部危機管理課



葛飾区地域防災計画（令和6年修正） 改定の視点について

- 1 住宅の耐震化促進による減災目標の更新
- 2 災害対策本部の態勢及び組織見直し
- 3 避難所における感染症対策・防疫活動
- 4 避難所運営体制
- 5 妊産婦・乳幼児向け福祉避難所の設置
- 6 要配慮者支援体制の推進
- 7 備蓄倉庫及び輸送体制の整備
- 8 児童相談所の役割と子どものケア
- 9 南海トラフ地震に関する情報
- 10 高潮浸水想定区域図の更新

1 住宅の耐震化促進による減災目標の更新

第1編 総則 第1部

第5章 減災目標 第1節 死者の半減 1 建物被害による死者の半減

(改定の視点)

令和4年度の区内住宅の耐震化率は94.8%となり、旧耐震基準の住宅の耐震化は着実に進んでいる。令和6年3月に葛飾区耐震改修促進計画を改定し、今後はグレーゾーン住宅※のうち、耐震性が不十分な住宅も含めた耐震化の促進を目指していく。

※グレーゾーン住宅とは、耐震基準が強化される前の昭和56年（1981年）6月1日から平成12年（2000年）5月31日までに工事に着手した、2階建以下の在来軸組工法の木造住宅のこと

(修正)

1－1 住宅・建物の耐震化

(1) 葛飾区耐震改修促進計画の策定：令和6年3月一部改定（都市整備部）

- 旧耐震基準の住宅については、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。
- グレーゾーン住宅については、耐震性が不十分な住宅を令和17年度末までにおおむね解消することを目指す。なお、耐震性が不十分なグレーゾーン住宅を令和12年度末までに半減することを中間の目標とする。

2 災害対策本部の態勢及び組織見直し

第2編 震災編 第1部

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 1 区の活動態勢

(修正)

態勢区分	震度	長周期地 震動階級	態勢の内容	勤務時間外
各部での 対応	震度 4		<input type="radio"/> 各部で職員を収集し、所管の対応措置をとる。	勤務場所に収集
情報連絡 態勢	震度 5 弱	階級 3	<input type="radio"/> 防災担当に情報連絡室を設置、問い合わせ対応、情報収集・伝達を実施する。 <input type="radio"/> 各部の所管施設で安全確保、施設点検等を実施する。	勤務場所に収集
第1非常 配備態勢	震度 5 強		<input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 40% で対応する。 <input checked="" type="radio"/> 学校避難所を開設する。	指定場所に収集
第2非常 配備態勢	震度 6 弱 以上	階級 4	<input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 100% で対応する。 <input checked="" type="radio"/> 学校避難所を開設する。	指定場所に収集

(修正)

1-2 統括班

班長：危機管理課長

副班長：運用訓練担当課長、地域防災担当課長、生活安全担当課長

(1) 計画担当

リーダー 管理係長、計画係長

班員：危機管理課

2 災害対策本部の態勢及び組織見直し

第2編 震災編 第1部

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 1 区の活動態勢

(修正)

1 – 1 初動態勢

発災直後は、通信、ライフライン機能の低下や社会の混乱により、災対部の立ち上げ及び機能が十分でないことが想定されるため、初動態勢を立ち上げ、統括班及び初動活動を行う班を設置し、本部長の命により迅速な対応を図るものとする。

① 危機管理・防災担当部長は、災対本部運営マニュアルに基づき、本部長室に統括班及び初動活動を行う班を設置し、初動活動の指揮をとる。

(修正)

2 – 7 勤務時間外の職員の配備

(1) 参集の基準

① 勤務時間外に震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、各課で定められた職員は勤務場所もしくは指定場所に参集し、所管施設の安全確保や点検、情報収集を行う。

② 勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合は、参集が困難な職員を除く職員は参集指示がなくとも、あらかじめ定められた施設に自主参集するものとする。

2 災害対策本部の態勢及び組織見直し

第2編 震災編 第1部

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 1 区の活動態勢

(修正)

(7) 参集時の行動基準

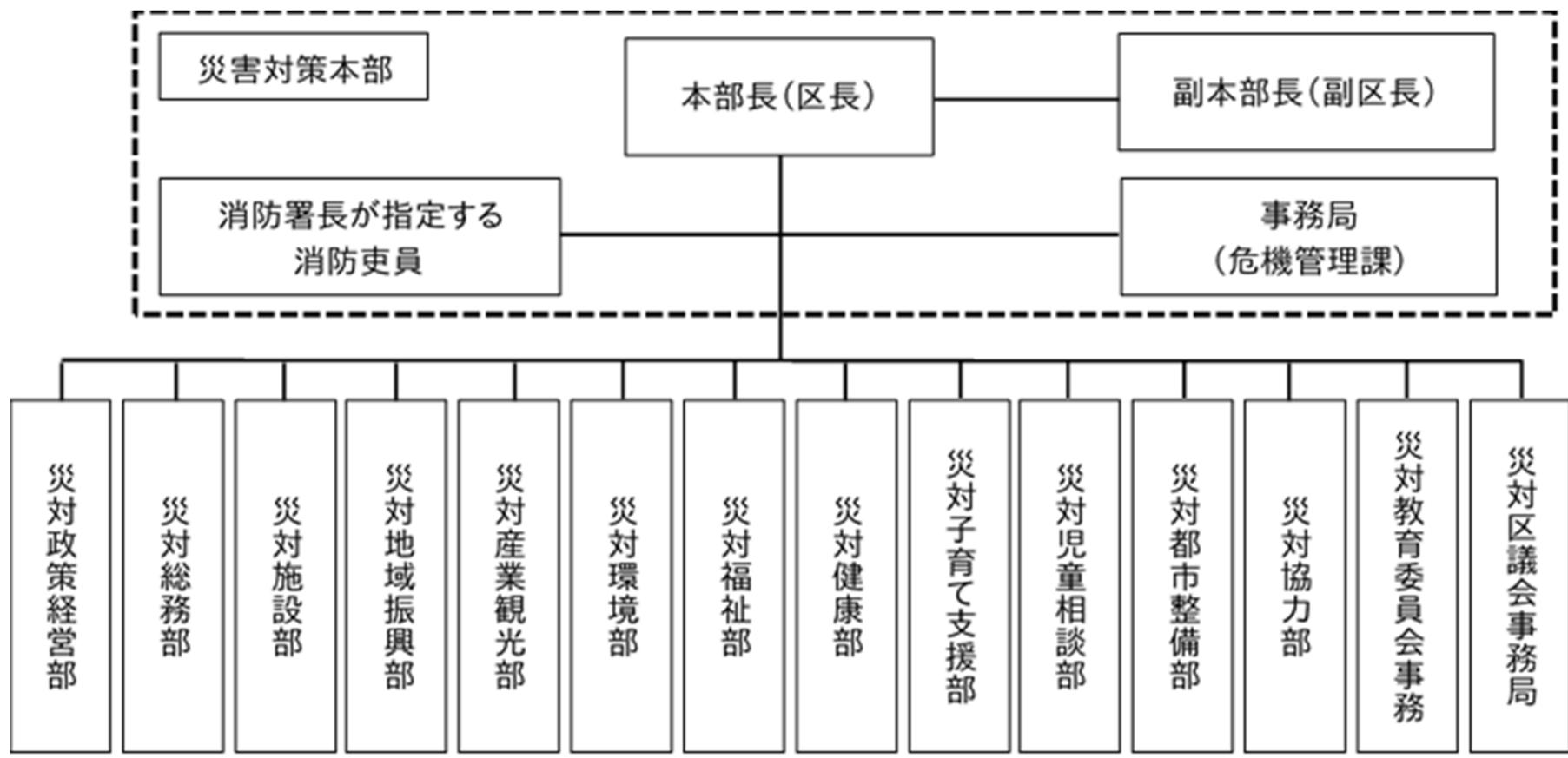
- ① 自身の安全を最優先に確保し、移動ルート上に陥没や液状化、火災や倒壊等の危険性があることを十分に認識して行動を行う。
- ② ルート上の安全性が確認できない場合は、迂回ルートや安全性が高い別ルートの確保に努めるとともに、交通手段の途絶等により参集・移動に支障が生じている場合は、無理な参集はせずに引き返し、その旨を所属長に直ちに報告して指示を仰ぐ。
- ③ 発災直後に周囲が著しく被災して自身が安全な場合、初期消火活動や救助活動に従事し、可能であれば救助機関（警察・消防等）や所属、災害対策本部に連絡を行う。
- ④ 職員自身の健康や家庭状況に配慮し、以下のような場合には、参集について所属長と相談を行うこと。
ア 妊娠中の職員、イ 育児休業中の職員、ウ 病気休職中の職員、エ 療養休暇中の職員、オ 家族の中に要介護者や障害者がおり、当該職員以外に介護等するものが存在しない場合、カ 家族の中に小学生以下の子どもがおり、当該職員以外に監護するものが存在しない場合、又はほかの監護者が来るまでの間、キ 当該災害に起因する本人または家族が負傷した場合等

2 災害対策本部の態勢及び組織見直し

第2編 震災編 第1部

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化

(修正)



3 避難所における感染症対策・防疫活動

第2編 震災編 第1部

第6章 医療救護等対策 第4節 復旧対策 1 防疫 1－2 防疫活動

(改定の視点)

新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生や拡大を踏まえ、区の計画上での表記方法を新型コロナウイルスを含む感染症に修正した。

また、区の防疫体制のうち、食品衛生指導に関する記述内容等を修正した。

(修正)

食品 衛生 指導班	<input type="radio"/> 炊飯所、弁当・給食調理場等における衛生確保のための助言・指導
	<input type="radio"/> 食品保管場所の衛生状態の確認
	<input type="radio"/> 避難所における食品の取扱方法・保管方法についての助言・指導
	<input type="radio"/> 調理器具の洗浄殺菌と使い分けについての助言・指導
	<input type="radio"/> 残飯、廃棄物等の適正な処理方法についての助言・指導
	<input type="radio"/> 食品や飲料水の安全を確保するための情報提供
	<input type="radio"/> 避難所への手洗いリーフレットの配付
	<input type="radio"/> 食品に関する危害発生防止のための助言・指導
	<input type="radio"/> 食中毒発生時の対応

4 避難所運営体制

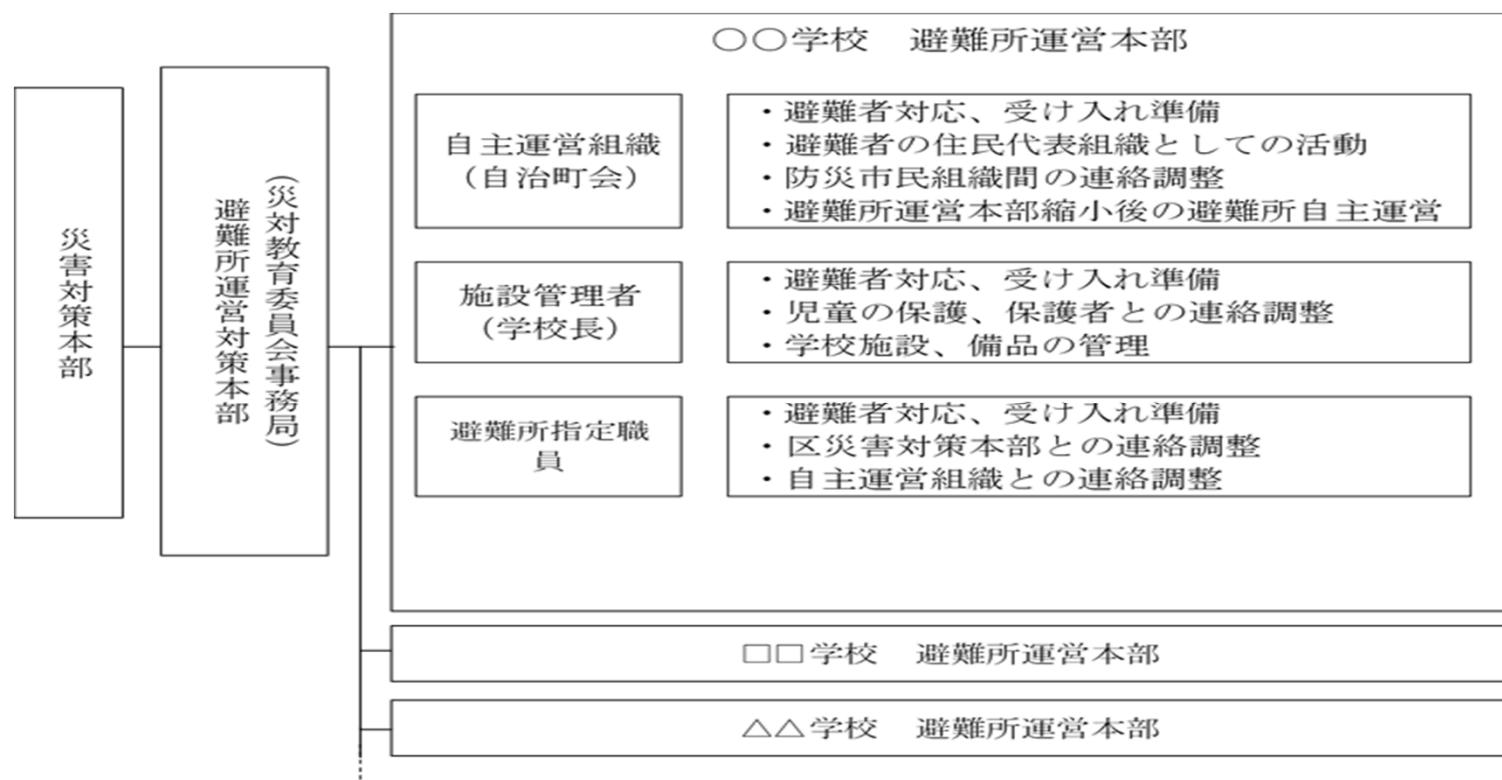
第2編 震災編 第1部

第8章 避難者対策 第3節 応急対策 4 避難所の開設

(改定の視点)

区の避難所運営体制について、自主運営組織である自治町会、施設管理者である学校、区の役割と組織体系について整理を行う。

(修正)



5 妊産婦・乳幼児向け福祉避難所の設置

第2編 震災編 第1部

第8章 避難者対策 第3節 応急対策 4－1 避難所の開設

(改定の視点)

子育て支援部において、妊産婦・乳幼児向け福祉避難所の設置に関する方針を定め、施設を指定したため、その内容を反映するもの

(修正)

(3) 福祉避難所の開設

高齢者や障害者及び妊婦、産婦、乳児等、避難所（第一順位・第二順位）で生活が困難な場合は、福祉避難所として避難所（第二順位の福祉施設、第三順位の施設）を開設する。

第8章 避難者対策 第3節 応急対策 5－6 妊産婦・乳児のいる家庭への配慮

(修正)

区は、妊婦、産婦、乳児を要配慮者として捉えて、その心身や生活上の特性を踏まえ、適切な支援を行うことで、避難生活上での健康の維持など、災害時の対象者の安全安心を確保するため、助産師会等と連携した妊産婦・乳児向けの福祉避難所である妊産婦・乳児避難所を設置する。

5 妊産婦・乳幼児向け福祉避難所の設置

資料編（震災編）

2.5 避難所一覧

(追加)

	施設	住所
1	子ども未来プラザ鎌倉	鎌倉一丁目7-3
2	子ども未来プラザ西新小岩	西新小岩四丁目33-2
3	子ども未来プラザ東四つ木	東四つ木一丁目20-4
4	新水元児童館	東水元三丁目5-7
5	南新宿児童館	新宿一丁目23-4
6	白鳥児童館	西亀有一丁目18-6(仮施設)
7	小菅児童館	小菅二丁目19-1(仮施設)

(今後の取組)

令和6年8月に子ども未来プラザ鎌倉で東京都助産師会と協力して妊産婦・乳児避難所開設訓練を実施した。引き続き、訓練で顕在化した開設や運営での課題の解決や整備を進めていく。

6 要配慮者支援体制の推進

第2編 震災編 第1部

第8章 避難者対策 第3節 応急対策 5 要配慮者対策

(改定の視点)

現在、区で取組んでいる避難行動要支援者支援の取組みなどを踏まえ、福祉避難所設置の考え方や役割、取組について記載した。

(修正)

5－4 避難・救護体制

(1) 災対福祉部の設置

区は、災対福祉部を設置し、警察署、消防署等の関係機関や関係団体等と連携、協力し、要配慮者の相談窓口の開設、安否・避難先、社会福祉施設の被害状況を把握するとともに、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施する。

また、災対福祉部においては、外部機関への支援要請や、避難行動要支援者名簿の活用等を通じて、災害対策本部とも連携しながら、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行うとともに、避難者の受け入れの事前調整並びに要配慮者のスクリーニングを行う。

6 要配慮者支援体制の推進

第2編 震災編 第1部

第8章 避難者対策 第3節 応急対策 5 要配慮者対策

(修正)

(2) 福祉避難所の設置

区は、避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、避難所（第二順位）又はその他の協定施設等の状況確認を行い、福祉避難所を開設する。福祉避難所で受け入れる要配慮者の基準として、概ね要介護3以上の方、身体障害者手帳1・2級を所持している方、愛の手帳1・2度を所持し、行動障害のある方などとする。災対福祉部は、区立施設又は協定施設に福祉避難所を開設することを決定した際は、福祉避難所従事班を編成し、施設管理者と調整した上で開設準備を進めるとともに、開設・運営に必要な人員、物資並びに要配慮者を輸送する。

福祉避難所では、区は、葛飾区社会福祉協議会、福祉関係事業者等と連携して避難生活に必要な支援対策を実施する。

(今後の取組)

令和7年度は、福祉避難所に指定されている都立学校を対象に実態調査を行うとともに、令和6年度に調査を行った民間福祉施設を含めた分析を行い、その結果を基に医療機関や民間福祉施設等とも意見を交えながら、避難行動要支援者の避難先について、検討を進める予定である。

6 要配慮者支援体制の推進

第3編 風水害編 第2部

第6章 避難者対策 第1節 避難体制の整備 2－2 要配慮者支援体制の整備

(改定の視点)

風水害編においては、地震時（発災後）と風水害時（発災前）では、避難者受入れ段階での施設の状況が異なることから、当面は風水害において直接避難できる仕組みを検討する旨を記載した。

(修正)

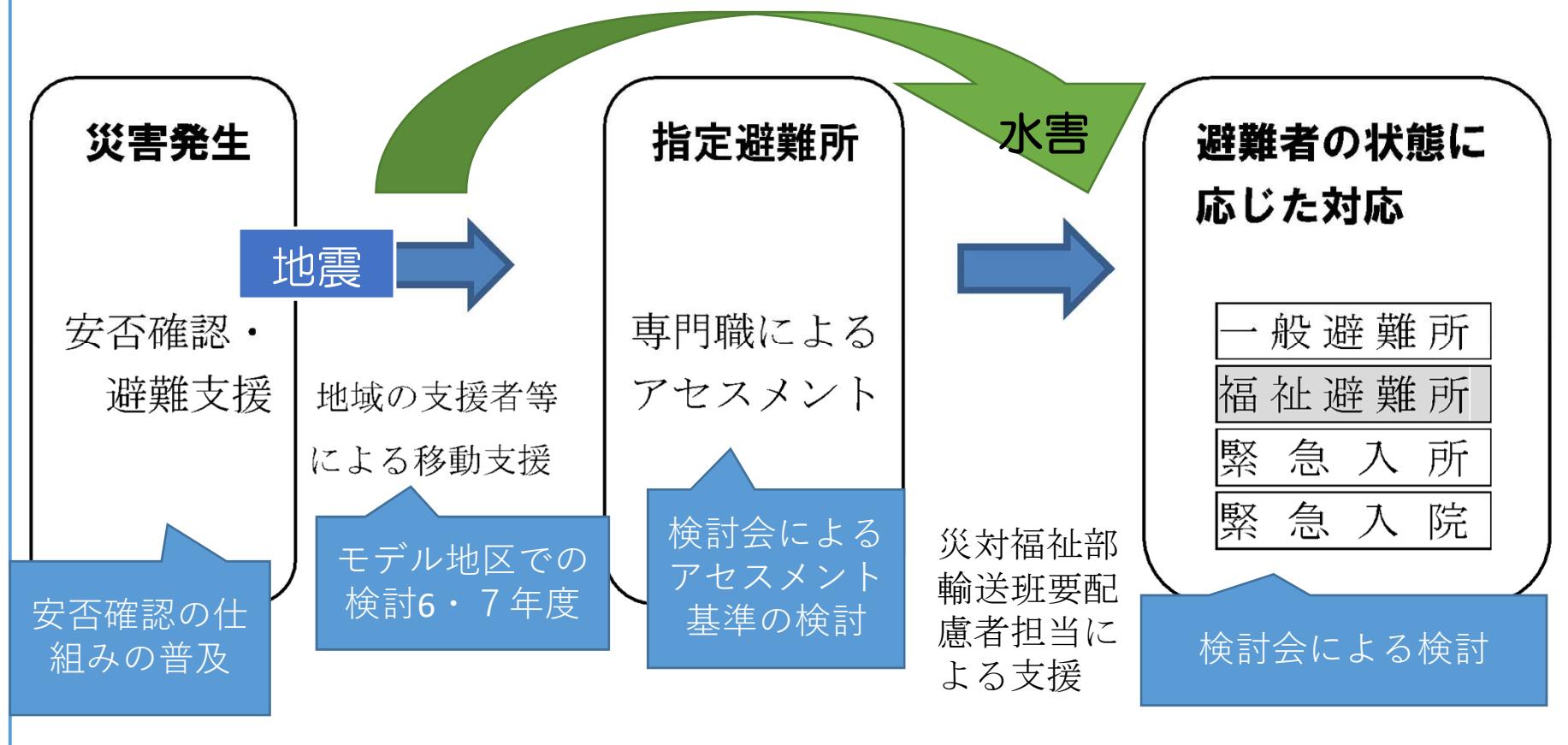
区は、障害者、一人暮らしの高齢者等の避難行動を支援するために、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を作成し、自治町会、民生委員児童委員協議会、福祉団体等の連携による支援体制を構築する。なお、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の令和3年の改定において、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に日ごろから利用している施設への直接避難を調整することが促進されていることから、福祉避難所となる施設の設備や運営体制等の実態調査を行うとともに、風水害時における安否確認や移動支援等の直接避難の実現に必要な仕組みの検討を進める。

6 要配慮者支援体制の推進

第3編 風水害編 第2部

第6章 避難者対策 第1節 避難体制の整備 2-2 要配慮者支援体制の整備

(参考図)



7 備蓄倉庫及び輸送体制の整備

第2編 震災編 第1部

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題

(改定の視点)

令和6年1月1日の能登半島地震で再認識した課題や国の防災基本計画の修正を踏まえ、トイレ衛生・処理やプライバシー確保などの避難所生活の向上に関する課題を記載した。

(修正)

⑧ 備蓄倉庫について、備蓄品の整理や管理の適正化を進め、災害時に備蓄物資を必要とする区民に迅速に提供できる仕組みを構築していく必要がある。

⑨ 能登半島地震におけるトイレ衛生・処理や寒冷期における避難所生活環境の課題等を踏まえ、技術の進展や災害時のニーズに合わせた災害対策用備蓄方針の見直しを進めていく必要がある。

⑩ 令和6年の国の防災基本計画修正により、避難所運営における環境の改善や福祉的な支援の充実を進めていく必要がある。

7 備蓄倉庫及び輸送体制の整備

第2編 震災編 第1部

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 対策の基本方針 4 対策の方向性

(改定の視点)

トイレ衛生・処理やプライバシー確保などの避難所生活の向上に関する課題を受け、対策の方向性と備蓄品管理や輸送体制整備の取組の方向性を記載した。

(修正)

③ 備蓄倉庫及び輸送体制の整備

学校避難所の備蓄倉庫について、備蓄可能容積や利便性を踏まえた移転やデジタル化による管理を前提とした立体的な配置などのため、学校備蓄倉庫の整理を行い、円滑かつ迅速な備蓄品管理に向けた取組みを進める。

令和6年度に運用開始した新たな清掃事務所内に備蓄倉庫を設置し、区における拠点倉庫のあり方を見直した。

能登半島地震の課題を受け、凝固剤付きの便袋やコンパクト毛布の拡充を図る。

国の防災基本計画修正に伴い、避難所等における早期のプライバシー配慮に向け、要支援者用のテントの配備を行った。

(今後の取組)

令和6年度に、区内の物流事業者とともに応急対策連絡会（支援物資輸送部会）を立ち上げた。今後は、災害時のラストワンマイル問題を解決するため、協議を進める。

8 児童相談所の役割と子どものケア

第2編 震災編 第2部

第6章 教育・地域・文化の復興 第1節 教育の復興と子どものケア

(改定の視点)

令和5年10月に区内に児童相談所が設置されたことから、災害時における子どものケアについて具体化した。

(修正)

区は、発災直後には、児童・生徒の安否確認とともに施設の被害状況を確認する。応急危険度判定によって速やかに施設の使用継続の可否を判定し、軽微な被害には応急復旧の対策をとる。甚大な被害が生じた場合は、建替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、復興・再建計画を策定する。

また、児童相談所や子ども総合センターの職員が避難所等の巡回訪問を行い、両親を亡くした子どもやその他支援が必要な子どもの調査や相談・援助（一時保護を含む）を実施するとともに、子ども達が受けた精神的ダメージを回復させるため、子育て関連所管課に子どもに関する相談窓口を設置する。

9 南海トラフ地震に関する情報

第2編 震災編 第3部

第1章 対策の考え方 第1節 南海トラフ地震防災対策

(改定の視点)

令和6年8月8日に発生した日向灘沖地震や南海トラフ地震が今後30年以内の発生確率が80%程度に引き上げられたことから、区の役割や対応を整理した。

(修正)

東京都が算出した被害想定によると、区内の震度分布・液状化危険度分布については、第1編総則第2章に示す首都直下地震等の被害想定より低く、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的とされており、区の想定震度は最大で震度5強であり、南海トラフ地震に係る地震防災対策の特別措置法での推進地域※には指定されていない。そのため、区の南海トラフ地震等防災対策については、第2編第1部各章を準用するものとする。なお、東京都は南海トラフ地震によって被害を受ける可能性があるため、被害確認後に応援を行う地域（被害確認後応援都府県）に区分されている。

第3節 南海トラフ地震に関連する情報が発せられてからの広報

(修正)

南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合、区及び各防災機関は情報収集並びに必要な対応を行い、その結果を踏まえて区内に必要な情報等を広報するものとする。

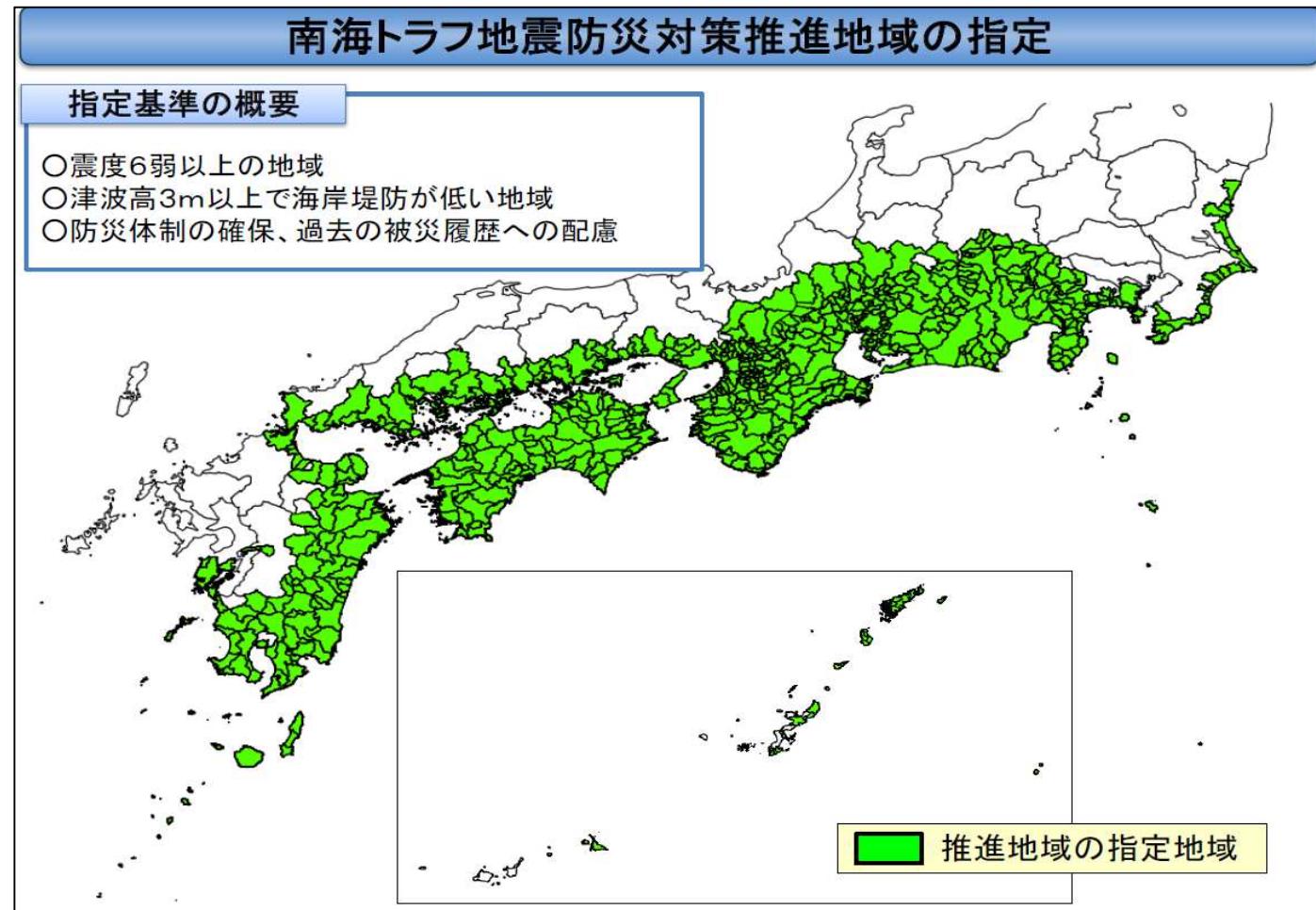
9 南海トラフ地震に関する情報

第2編 震災編 第3部

第1章 対策の考え方 第1節 南海トラフ地震防災対策

(参考)

島しょ部を除く
東京都内は、
南海トラフ地震
防災対策推進地
域に指定されて
いない。



10 高潮の浸水想定の更新

第3編 風水害編 第1部

第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 2 高潮対策

(改定の視点)

令和6年12月に修正された東京都の高潮浸水想定区域図の改定を反映。

(修正)

都は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月31日成立、7月19日施行）を受け、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性について住民に周知するため、平成30年3月に東京都高潮浸水想定区域図を公表し、令和6年12月に修正図を公表した。

(今後の取組)

令和7年4月に葛飾区水害ハザードマップの修正版を公表予定である。河川の洪水浸水想定区域図等は修正ないが、高潮浸水想定区域図の更新、中川・綾瀬川圏域浸水想定区域図の追加、情報面の修正などを行っている。

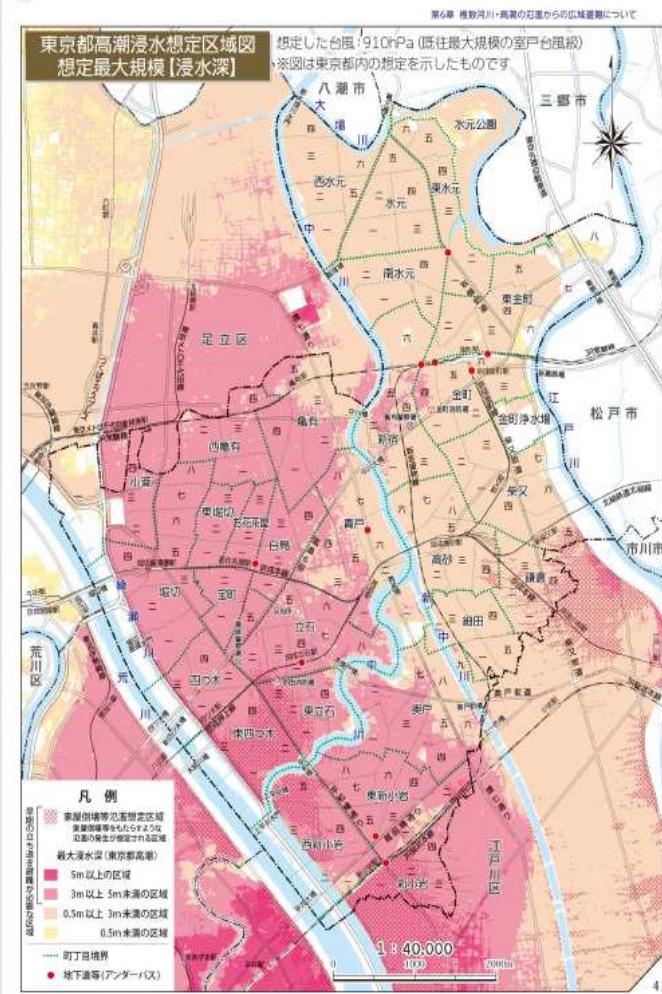
広報紙での周知や水害ハザードマップ説明会などで解説していく。

10 高潮の浸水想定の更新

第3編 風水害編 第1部

第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 2 高潮対策

(参考) 高潮浸水 想定区域図



10 高潮の浸水想定の更新

第3編 風水害編 第1部

第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 2 高潮対策

(参考)

- 綾瀬川浸水想定区域図(計画規模)

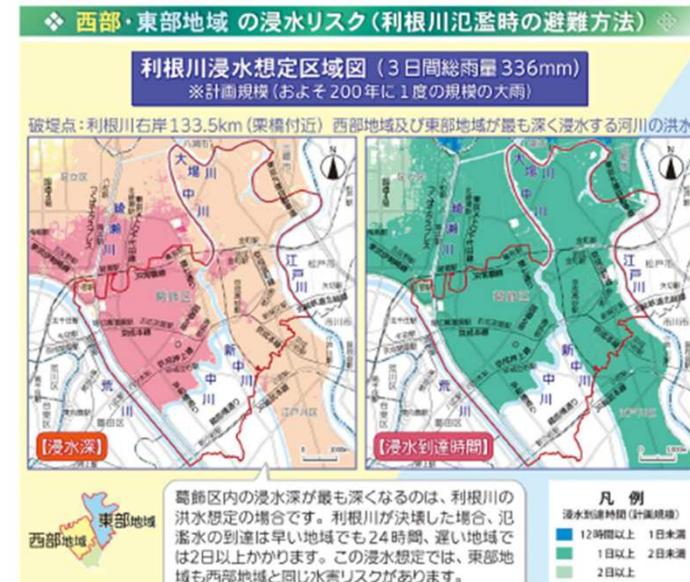
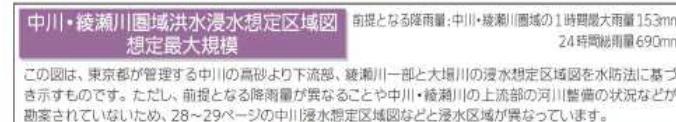
左上

- 中川・綾瀬川圏域浸水想定区域図

左下

- 利根川広域浸水想定区域図

右下



10 高潮の浸水想定の更新

第3編 風水害編 第1部

第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 2 高潮対策

(参考)

- ・情報面の更新
治水事業や
防災用語の紹介

◆ 葛飾区内の治水事業・水防活動

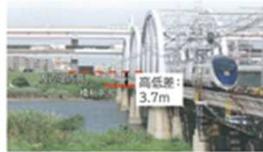
◆ 中川の治水対策

整備された中川テラス



◆ 京成本線荒川橋梁架替事業

京成線堀切菖蒲園駅から京成関屋駅までの区間の荒川に位置する鉄道橋「京成本線荒川橋梁」の堤防部は、周辺の堤防に比べて低く、大型台風等による増水時は越水する危険性が高いため、荒川の弱点とも呼ばれています。現在、荒川下流河川事務所や京成電鉄により、橋梁の架け替え工事が始まっており、令和19年度に完了予定です。



◆ 京成本線荒川橋梁部における水防活動

区では、堤防かさ上げ完成までの水防対策を強化するため、線路内での水防訓練を実施しています。京成本線終電後、深夜帯の線路内において、止水板や大型水のう等を設置し、仮の堤防を築くための訓練を、警察・消防・京成電鉄と連携しながら実施しています。



QRコード

出典: 東日本橋梁会社

◆ 治水事業

◆ 荒川の治水対策

荒川中流部に大きな調節池を作り、河川の水位が高まっているときには、この調節池に川の水を流すことで下流部の急激な水位の上昇を抑え、堤防決壊等のリスクを軽減します。現在、荒川第一調節池が整備されており、第二、第三調節池も令和12年度の完成を目標に事業が着手されており、更なる水害リスクの軽減が期待されます。



荒川第一調節池 (埼玉県戸田市、さいたま市)
洪水調節容量 約3,900万m³

第二、第三調節池概要図
(埼玉県さいたま市、川越市、上尾市)
出典: 関東地方整備局 利根川治水工事事務所 ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/araike/jigyouinaiyou.htm>
洪水調節容量 約5,100万m³

◆ 利根川・江戸川の治水対策

昭和22年のカスリーン台風の際には、利根川の決壊によって区内のほぼ全域が浸水していました。利根川上流部のハッカダムが完成したため、利根川氾濫のリスクが軽減されました。また、調節池や高規格堤防の整備など、様々な治水対策が進められています。



利根川上流部のハッカダム (群馬県吾妻郡)
出典: 関東地方整備局 利根川治水工事事務所 ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/honchidamu/hondamu/index004-1.htm>
令和2年3月に完成しました。

高規格堤防 (東金町)
出典: 関東地方整備局 江戸川河川事務所 ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00647.htm>

◆ 綾瀬川の治水対策

区内で綾瀬排水機場及び堀切菖蒲水門が整備され、綾瀬川の水位が高まったときに、綾瀬川の水の逆流を防ぎつつ荒川に排水できるようになりました。このため、区周辺で綾瀬川の氾濫が起きる危険性は、以前に比べて大幅に軽減しました。綾瀬川でおよそ100年に1度の規模の大河(計画規模)で洪水が起きた場合、区内は浸水しないと想定されています。

葛飾区を水害から守るために治水対策が進められています!

その他防災用語に関するウェブサイトはこちら (国土交通省)
<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/bousai-yougo/index.html>

QRコード

出典: 東日本橋梁会社

10 高潮の浸水想定の更新

第3編 風水害編 第1部

第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 2 高潮対策

(参考)

- ・情報面の更新
避難所ルールや
河川水位の
確認方法

◆ 避難所ルール

避難所へ避難する場合は、避難者同士で助け合い、避難所のルールを守りながら円滑な運営にご協力をお願いします。

開設・受付

- 避難所は共助で運営
避難所は地域の自治町会で構成された避難所運営会議と避難者が協力して運営しますので、積極的なご協力をお願いします。

- ペット用品は持参
犬、猫などのペット類は避難所ごとに決められた場所で持参したケージ等に入れ、飼育いただこうお願いします。

- 避難者の登録
避難所への避難者及び在宅避難者は世帯（家族）単位で登録します。在宅避難の方で、物資の配給を希望される方も必ず登録してください。


避難中

- 避難当日の食料等は持参
区の備蓄品は河川が氾濫し、避難の長期化が見込まれる場合に使用するため、原則として、避難当日の食料・水の配布は行いません。
避難当日に使用する食料や水、生活用品などは必ずご持参ください。

- 安全・適切な施設利用
職員室や保健室など、施設管理や避難者全員のために必要となる部屋や被害があった危険な部屋には避難できません。

- トイレの清潔な使用
トイレは、使用ルールを守って清潔に使用してください。

浸水した場合、トイレが使用できなくなりますので、簡易トイレ・携帯トイレなどの備蓄をしておきましょう。

- 感染症対策
感染症流行時は拡大防止のため、検温やマスクの着用などを行うとともに、混雑しないよう充分な距離を確保して避難生活を送ってください。


閉鎖

- 常に最新情報を確認
葛飾区内で雨が止んでも上流部に降った雨によって、河川の水位は上昇します。気象情報や河川の水位情報の最新情報を確認し、区の避難指示が解除されるまでは避難施設にとどまってください。

- 避難所の清掃
使用した部屋の清掃は、避難者が行います。また、ごみは原則として持ち帰ります。避難が長期化した場合は、指定された場所に分別して各自出すことになります。




地震の際、避難所は被災者支援の拠点となりますので、避難所への避難者だけではなく、在宅避難者の支援も行います。しかし、水害時には孤立して支援を受けられない可能性もあるため、あらかじめ食料や生活用品等の準備をお願いします。

◆ 河川の水位の確認方法

川の防災情報等のホームページで、河川の水位を公開しています

記号	施設名	名称	公開サイト
▼	岩淵水門（上）	※区外 荒川	R
▼	野田	※区外 江戸川	R
▼	吉川	※区外 中川	R
▼	松戸		R
▼	高砂		R
▼	上平井水門		R
▼	京成本線（葛飾）		R
▼	四つ木橋		R
▼	水戸橋		T
■	堀切船着場		R
■	平井大橋上流		R
■	堀切避難橋付近		K
■	東四つ木避難橋付近		K
■	松戸市松戸 松戸水位観測所		R
■	葛飾区青戸 高砂水位観測所		R
■	青砥橋		T
■	中川・新中川分岐地点付近		K
■	奥戸総合スポーツセンター船着場付近		K
■	東立石緑地公園船着場付近		K
■	水戸橋		T
■	大場川付近		K
■	水元小合溜付近		K
①	葛飾区役所		U
②	高砂		U
③	水元		U
④	南綾瀬		U
⑤	新小岩		U
⑥	金町		T U



R 川の防災情報
<https://www.river.go.jp/>

T 東京都 水防災総合情報システム
<https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/>

K 葛飾区河川カメラ
<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashiki/1004028/1000063/1004031/1028160.html>

U 葛飾区雨量情報
https://katsushika-city.bosai.info/u/disaster_reduction_support/table_obs_latest

NHKのデータ放送で、河川の水位や雨量等が確認できます

- チャンネルをNHK総合テレビに合わせ、リモコンの「d」ボタンを押してください。
- メニューから「地域の防災・生活情報」→「河川水位情報」を選択すると、テレビに登録されている郵便番号に合わせて地図が表示されます。



*河川の水位が上昇し、氾濫危険水位に到達するおそれがある場合等には、区から避難情報が発令されます。

■NHKのデータ放送（テレビ画面操作方法）
<http://www.mlit.go.jp/common/000206737.pdf>



その他：令和6年度の災害対応について

震災関連

災 害：日向灘沖地震（南海トラフ地震臨時情報）

- ・令和6年8月8日 午後4時43分 日向灘（宮崎県の東南東30km付近）の深さ約30kmを震源とするマグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生。
- ・本地震を受け、気象庁の南海トラフ地震検討会により南海トラフ巨大地震の想定震源域でマグニチュード8クラス以上の新たな巨大地震が起きる可能性が平常時より高まっていると評価されたとして、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意）が発表。
- ・区は、本発表を受け、気象庁の記者会見や東京都災害対策本部会議（第1回）などから情報収集を実施。
- ・平常時よりも巨大地震が起きる可能性が高まっていることから、区民向けに区SNSや安全・安心メールにて情報発信を行い、区HPにも情報を掲載。

災 害：日向灘沖地震

- ・令和7年1月13日 午後9時19分 日向灘（宮崎県の東南東20km付近）の深さ約30kmを震源とするマグニチュード6.7、最大震度5弱の地震が発生。
- ・本地震を受け、気象庁は21時55分に南海トラフ地震臨時情報の調査中を発表したが、同23時45分に南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された。
- ・区は情報収集を行ったが、気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表基準を下回っていたことから、区から情報発信や区HPへの情報掲載は実施せず。

その他：令和6年度の災害対応について

風水害関連

災 害：台風第1号の接近

- ・令和6年5月29日～5月31日にかけて、台風第1号が関東に接近。
- ・気象庁や荒川河川事務所などから情報の収集を実施。
- ・台風の進路や勢力などから、区への被害の可能性は低いことを確認し、対応終了。

災 害：台風第7号の接近

- ・令和6年8月14日～8月17日にかけて、台風第7号が関東に接近。
- ・8月15日午後4時に第1回災害対策準備本部会議を実施し、情報連絡態勢に移行。
- ・同日午後5時 東京地方に線状降水帯の可能性がある情報発表、同日午後10時22分葛飾区に大雨注意報発令
- ・8月16日午前8時30分に第2回災害対策準備本部会議を実施し、今後の気象見込みや区の被害情報、今後の態勢を確認。被害報告なし。区有施設に対し、避難者が来た場合には、受入れすることを通知。
- ・8月16日午後4時に第3回災害対策準備本部会議を実施し、雨のピークが過ぎたことや河川の水位が上昇していないことを確認。住民向けの注意喚起は継続。
- ・同日18時6分に大雨注意報が解除され、区の情報連絡態勢を19時に解除。
- ・区民向け注意喚起の情報発信は、14日から16日にかけて4回実施。
- ・避難者・被害なし。

その他：令和6年度の災害対応について

風水害関連

災 害：台風第10号の接近

- ・令和6年8月22日～9月2日にかけて、台風第10号が日本に接近。
- ・台風発生当初は関東地方に向かう予測であったが、進行速度が遅く、途中で進路が九州方面への変更となった。
- ・区では、22日から情報を収集し、台風進路や降雨予測を注視。
- ・8月29日午前8時ころに鹿児島県薩摩川内市に台風が上陸。
- ・8月30日午前8時40分に第1回災害対策準備本部会議を実施し、区民向けの情報提供と今後の降雨や河川水位を注視することを確認。情報連絡態勢。
- ・同日午前11時過ぎに中川の吉川において、氾濫注意水位を超過。
- ・同日午後4時30分に第2回災害対策準備本部会議を実施し、雨が小康状態であることや中川上流部の水位も下がってきていることから、引き続き情報連絡態勢を維持。
- ・8月31日午前10時に洪水注意報解除、午後3時に台風は熱帯低気圧に変化。
- ・同日午後4時27分に大雨と雷および突風に関する東京都気象情報により、線状降水帯発生の可能性が高まった情報が発表されたため、職員が参集し、情報収集及び区民向け広報を実施
 - ・9月2日午前8時にすべての態勢を解除。
 - ・区民向けの情報発信は8月30日から31日にかけて4回実施。
 - ・区内避難者なし、被害なし。

その他：令和 6 年度の災害対応について

風水害関連

災 害：南岸低気圧による降雪

- ・令和 7 年 3 月 3 日及び 4 日に区内で降雪。
- ・夜間から朝方にかけて気温が低下することなどから、路面凍結の可能性があり、区民向けに注意喚起を2回実施。
- ・3 月 4 日は除雪のため、早朝に職員が参集したが、積雪がなかったため対応なし

【参考】令和7年度の事業概要について

防災
安全

災害時の対策を強化します

(災害対策全般に関すること)
危機管理課
(トイレの導入に関すること)
公園課

総合防災情報システムの導入 (1億836万円)

予算額 179百万円

昨年1月1日に発生した能登半島地震や、毎年各地で台風等による風水害の際、被災自治体では被害情報の錯綜や備蓄品管理の混乱が生じ、災害対応に係る判断や業務の遅延のほか、被災住民への支援の遅れなどが発生しました。

一方で、これらの災害対応においては様々な先進技術が急速に進んでおり、自治体の災害対応において災害情報管理等のデジタル化が大きな役割を果たしています。

区では一連の災害対応をこれまで以上に迅速かつ円滑に行うことを目的に、総合防災情報システムの導入を進めています。

備蓄管理



クラウドを活用し、物資の在庫・入替・受入れの正確な管理を可能にします。

迅速な情報収集



AI分析によるSNS等からの被害情報の収集や気象・河川情報等の自動収集を可能にします。

住民向けポータルサイト



Webサイトで区の避難情報や避難所開設状況等を自動連携し、地図上で閲覧可能にします。



避難所環境の整備 (7,048万円)

葛飾区では、避難所環境を整備するためダンボールベッドやテント等の設置を行ってきました。

令和7年度は、災害時に断水が発生した場合でも限られた水資源を循環して使用できる水循環型シャワー2台を導入します。また、災害時に避難所へ移動できる自己循環型水洗トイレ1基（洋式2室）を堀切水辺公園に導入します。



自己循環型水洗トイレ

23区
2番目



ダンボールベッド



水循環型シャワー

23区初

【参考】令和7年度の事業概要について

防災
安全

震災に強い家づくりを支援します

建築課

予算額 584百万円

震災時における建築物の倒壊から人命を守ることや、道路の閉塞を防ぎ、大地震発生時の被害軽減と防災上安全な街づくりを促進しています。そのため、令和7年度から、近年特に工事費が増加傾向にある除却費について助成限度額を拡大し、設計・改修においては低コスト工法も補助の対象とします。また、耐震シェルターの助成限度額も拡大します。

低コスト工法とは？

天井、床を残したまま壁への合板取り付けにより補強ができる工法です。従来の工法より工事費用や工事期間を抑えられ、解体廃棄物の削減にもつながります。

(低コスト工法については、“R6.8国土交通省「木造住宅の安全確保方策マニュアル」～耐震化のさらなる促進と減災化に向けて～”に掲載)

民間建築物耐震診断・改修事業

①設計・改修 工事費の2/3（限度額 200万）

都内初！低コスト工法による改修も補助対象に！！

②建替え 工事費の2/3（限度額 200万）

③除却 工事費の4/5（限度額 70万→180万）

④耐震シェルター 工事費の2/3（限度額 27万→60万）

除却、耐震シェルターの助成限度額を増額！

110万円UP!

33万円UP!



耐震シェルターは、地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースを守ってくれる装置です。能登半島地震の際に、耐震シェルターの一定の効果が認められました。既存の住宅内に設置することができ、住みながらの工事や、耐震改修工事に比べて短期間での設置も可能です。



部屋型シェルター

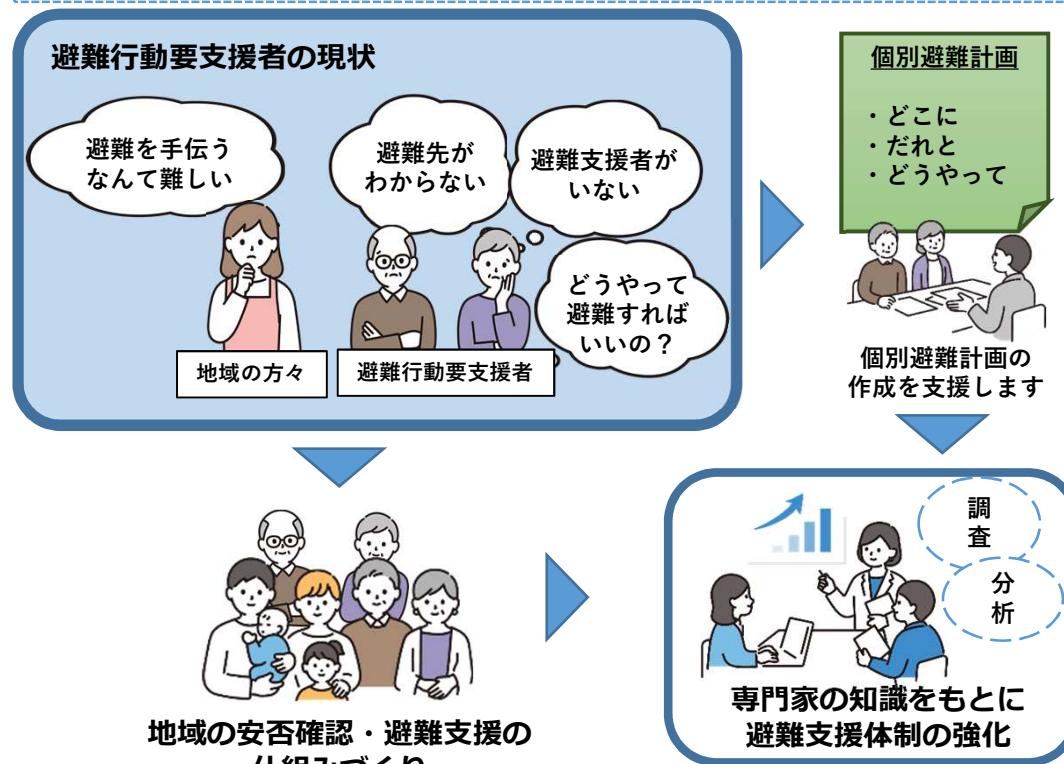
【参考】令和7年度の事業概要について

防災
安全

避難行動要支援者に対して支援体制を強化していきます

～ひとりも取り残さない地域をめざして～

災害要配慮者のうち、特に被災リスクが高い、高齢者、障害者などの避難行動要支援者等が災害時に適切な避難行動を行うための「個別避難計画の作成・見直し」を進めます。また、平時から自治会などの地域における安否確認・避難支援の仕組みづくりや避難先となる福祉施設のBCPの策定支援などを進め、地域の方や民間事業者の協力体制のもと、個別避難計画等の実効性を確保していきます。



災害時要配慮者支援担当課

予算額 36百万円

個別避難計画作成支援（528万円）

「どこに・だれと・どうやって」が記載された個別避難計画を、一人でも多くの方が適切に作成できるよう支援を強化します。また、災害高リスク者はケアマネジャー等による作成支援を、低リスク者に対しては、セルフプランによる作成を推進します。

避難支援体制構築（3,038万円）

避難行動要支援者の調査・分析、個別避難の計画を作成支援、自動架電サービス等情報連絡ツールの活用検討など、専門家の知識をもとに避難支援体制の強化を図ります。そして、個別避難計画の内容の集計・分析を行い、避難行動要支援者対策の方針を定めていきます。

【参考】令和7年度の事業概要について

防災
安全

地震時の電気火災被害防止事業を拡充します

地域防災担当課

予算額 2.7百万円

昨年元日の能登半島地震では、木造密集地域での大規模火災など、甚大な被害が発生しました。大規模地震時の火災の6割は電気によるもので、地震の揺れを感じて通電を遮断する「感震ブレーカー」が有効と言われていることから、令和6年度から木造密集地域を含む火災危険度の高い地域の戸建木造住宅（2階以下）に対する、一括遮断型の「感震ブレーカー」の設置費助成を実施しています。

令和7年度は分電盤取替工事に対応するように制度を拡充し、その普及を促進し、区民の生命、身体、財産を大規模災害から守ります。

感震ブレーカー設置支援

対象者	設置方法	助成上限額（1件当たり）
(1) 火災危険度ランク3以上の地域の戸建木造住宅（2階建以下）にお住いの世帯	感震ブレーカー機能を搭載した分電盤への取替	50,000円 (1/2補助) 拡充
(2) 世帯全員が下記①～③のいずれかに当てはまる方 ①満65歳以上の方 ②身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 ③愛の手帳1度又は2度の交付を受けている方	●既存分電盤への感震ブレーカー部品の取付 ●感震ブレーカーの取付	20,000円 (10/10補助) 継続

目標と効果

感震ブレーカーの設置率

9.4%（現在）→25%（目標値）



焼失棟数・死者数 7割減

（首都直下地震等による東京の被害想定より）